

< 共済組合員の方へ >

3月から共済掛金額が変更になる場合があります。

昨年<sup>※</sup>の給与改定（地域手当の遡及改定）により、差額調整が行われた12月を起算月として、「12月から2月までの報酬の月平均額※から算定した標準報酬等級」と「従前の標準報酬等級」を比較して2等級以上の差が生じた方は、3月の給与から共済掛金（保険料）の額が変わります。

（※ 12月に支給された4月から11月までの報酬の差額は除きます。）

「随時改定」の詳細は、共済時報 No395(平成 28 年2月5日)を、「給与改定に伴う標準報酬の取扱い」は共済時報 No383(平成 27 年 12 月 2 日)を御参照ください。

**【随時改定】**

組合員のみなさまの毎月の給与から控除している共済掛金（保険料）。

この掛金の算定基礎となる「標準報酬月額」は、年1回の【定時決定】(9月)が基本ですが、固定的給与に変動があり、かつ「固定的給与変動月以後継続した3か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬の等級」と「すでに決定されている標準報酬の等級」とを比べて2等級以上の差が生じた場合には、変動後4か月目に標準報酬月額を改定します【随時改定】。

毎年4月の昇給や、地域・扶養・通勤・住居手当などの変更も「固定的給与の変動」にあたるため、【随時改定】の対象となる場合は、随時、標準報酬月額が変わります。

< 随時改定の要件 > 以下の3つの要件に該当した場合に適用されます。

○要件1 固定的給与に変動があること

<b>固定的給与</b> 報酬のうち、勤務実績に関係なく月等を単位として、一定の額が継続して支給される報酬	○ 給料
	○ 次の諸手当 地域、扶養、住居、初任給調整、単身赴任、特殊勤務（月額・定率）、通勤手当（6か月定期は1か月相当で計算）、管理職等
<b>非固定的給与</b> （固定的給与以外のもの）	○ 次の諸手当 特殊勤務（日額）、超過勤務、宿日直、管理職員特別勤務、休日給、夜勤、寒冷地等

○要件2 「すでに決定されている標準報酬月額の等級」と「固定的給与変動以後継続した3か月間の報酬の月平均額から算定した標準報酬月額の等級」を比べて2等級以上の差がある場合

○要件3 2等級以上の差が、固定的給与と3か月間の報酬の平均額のいずれもが増額、または、いずれもが減額した場合に限り適用します  
 （固定的給与は増額したが、非固定的給与が減額したことにより報酬平均額が減額した場合、または、その逆の場合には、随時改定の適用対象とはなりません）。

（↑は増額、↓は減額）

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額（3か月）		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定の適用		○	○	○	○	×	×

変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きるとき随時改定となります。

**【定時決定】**

「標準報酬月額」は、毎年4月から6月までの報酬（給料+諸手当（超過勤務手当は2月～4月の超過勤務分））の月平均額で決定し、原則その年の9月から翌年8月までの1年間適用します。